

戦後日本におけるジョン・ロック研究 (上)

— 1946 ~ 1969 年 —

山 田 園 子

- 一 本論のねらい
 - 二 戦前日本のロック研究概要 — 『統治二論』をめぐって—
 - 三 戦後日本のロック研究 — 出版状況と翻訳—
 - 四 『統治二論』以外を対象とする研究の概要 (以上本号)
 - 五 戦後における『統治二論』研究
 - 六 残された課題
- 付録 戦後日本におけるジョン・ロック研究 (抄録)

一 本論のねらい

本論のねらいは戦後日本におけるジョン・ロック研究を概観することにある。本論は検討対象となる「戦後」の期間を 1946 年から 1969 年までとした。出発点を 1946 年としたのは、その年に戦後初めてのロック研究が山崎正一により出版されたからである。(1946 山崎) 1969 年で区切ったことには、三つの理由がある。第一に、友岡敏明が政治論を主体として、1970 年以降の研究展望を執筆していること。⁽¹⁾ 第二に、この年までに『統治二論』の第一論と第二論、『教育論』、「自然法論」、「寛容書簡」等の主要著作の翻訳が出版されたこと。第三に、1970 年以降の研究の基盤となり、その動向を左右するロック研究がこの期間に複数刊行されたことである。

「戦後」においては、山田が確認した限りでも、総計 200 点を超える翻訳、論文、研究書が出版された。それらは、戦前日本の研究動向や問題意識を継

(1) 友岡敏明「ジョン・ロック研究——一九七〇年以降の政治論を中心に (研究展望)」、社会思想史研究、6、1982 年。

受しつつ、ラヴレース・コレクションの公開や、海外研究の活発な吸収を背景に、「日本の大変革」という課題を念頭においてロックに挑んだ。（1948 清宮：451）研究内容は政治、宗教、哲学、法学、経済、医学など多岐にわたるが、200余の業績のうち半分近い約90点が、直接的な研究分野の違いはあれ『統治二論』を検討対象とする。そこで本論は以下のように検討を進める。

第一に、『統治二論』にかかわる戦前日本のロック研究の動向や課題を確認する。

第二に、全般的な出版状況をふまえた上で、『統治二論』以外の戦後の研究について、それらの特徴を明らかにする。

第三に、戦後の『統治二論』研究に集中し、それらの問題意識や内容を整理し、残された課題の一端を明らかにする。今後の『統治二論』研究に向けて、新たな議論の可能性を提示したい。

本論で使用した文献への参照は以下の方法をとった。本論で言及した文献については、論文末の「付録 戦後日本におけるジョン・ロック研究（抄録）」に列挙し、引用等の際は（1948 清宮：451）のように、本文上で（ ）内に年号、著者または訳者名、そしてコロンの後で頁を示した。⁽²⁾しかし、付録で示したものの以外の戦後研究の書誌情報は、下記の山田のホームページ上にある「戦後日本におけるジョン・ロック研究」で公開している。公開時には可能なかぎりの資料収集と正確性の保持に努めたが、重大な遺漏等があるかもしれない、今後も修正・更新を行なう。読者のご教示、ご指摘を賜れば幸いである。

http://www.hiroshima-u.ac.jp/law/kyouin/seiji/yamada/p_324d58.html

文献情報と文献の取得については、広島大学図書館等はもとより以下を利

(2) 本論は2回に分載されるので、本号での参照の際は、山田のホームページを参照されたい。

用した。

- 1 John C. Attig(ed.) : *John Locke Resources* の内 'John Locke Bibliography'
(<http://www.libraries.psu.edu/tas/locke/>)
- 2 CiNii Articles (NII 学術情報ナビゲータ <http://ci.nii.ac.jp/>)
- 3 濱林正夫「ロック文献目録」、一橋論叢、32 卷 5 号、1954 年
- 4 「邦語研究文献 (1950 - 1979)」、田中正司・平野 耿 責任編集『ジョン・ロック研究』御茶の水書房、1980 年

二 戦前日本のロック研究 — 『統治二論』をめぐって—

ここでは、とくに『統治二論』をめぐる戦前研究の特色を整理し、戦後の研究に残された課題等を確認したい。⁽³⁾

『統治二論』への本格的な言及は、大正デモクラシー期に集中する。この時期の議論の特徴は、ロックの社会契約論に注目して、個人が特定の目的のために国家を構成する考え方を検出すること、そして国家が当該目的や機能から外れた行動に及ぶ際には、人々の抵抗権を唱える点を強調すること、しかし他方で、君主「無用」の共和主義を採用しない点にロックの「穏健」、「中庸」を指摘すること、の三点にある。この特徴を手がかりに、『統治二論』をめぐる戦後の研究に残された課題として、以下の四点を指摘したい。

第一に、ロックの『統治二論』の「穏健」、「中庸」という評価をめぐって、彼の社会契約論や抵抗権の内容等に、歴史的背景を考慮した議論が求められる。戦前の研究ではトマス・ホッブズとの比較が主となったが、アルジャノン・シドニーのような同時代の類似の論考との比較も求められるだろう。『統治二論』執筆の、おそらく直接的な動機となったであろう初代シャフツベリ伯 (Anthony Ashley Cooper, 1st Earl of Shaftesbury) の政治活動との関連も検討す

(3) 戦前日本のロック研究の詳細については、山田「戦前日本におけるジョン・ロック研究 —高野長英から白杉庄一郎まで—」、広島法学、36 - 1、2012 年参照。

る必要がある。

第二に、ロックの穏健性等の原因として君主制の存在が指摘されたが、社会契約論と君主制、王位継承との関連について、その両者がどうつながるのか、踏み込んだ議論が必要となる。議会だけの共和主義では何が不足なのか、なぜ王位継承が必要なのか、契約論の下で国王大権をどのように理解すべきか、といった疑問を戦前の研究から看取できる。このことは、戦後になって民主化が進められつつ、なおも天皇制が存続するという、日本の憲法、国制の理解にもかかわる。

第三に、『統治二論』第一論におけるロバート・フィルマー批判について、とくに高橋誠一郎の論考は所有権という視点からの再検討を促す。⁽⁴⁾ こうした視点は、第一論の読み込みを鋭くし、『統治二論』第一論と第二論との関連に対する一層の解明を可能にするだろう。戦前において第一論をフィルマーへの「冗長なる回答文」とする評価は珍しくなかったが、そうした評価をこえるには、君主制や所有権という視角から、フィルマーや彼の支持者と、他方ロックの議論との異同について、詳細な検討が求められる。

第四に、ロック以降の『統治二論』に対する評価も興味深い。戦前では、アダム・スミスとの関連で断片的にはあるが、ロックの「輿論にて善悪を判ずる説」、経済的自由主義、自由主義国家論、労働価値説が言及された。だが、ロックの影響はスミスへの継受にとどまらない。18世紀以降の『統治二論』の影響や評価を探ることは、『統治二論』の歴史的な特質とともに、『統治二論』の持つ現代における意義や重要性の探究・検証へと導いてくれるだろう。

三 戦後日本のロック研究 —出版状況と翻訳—

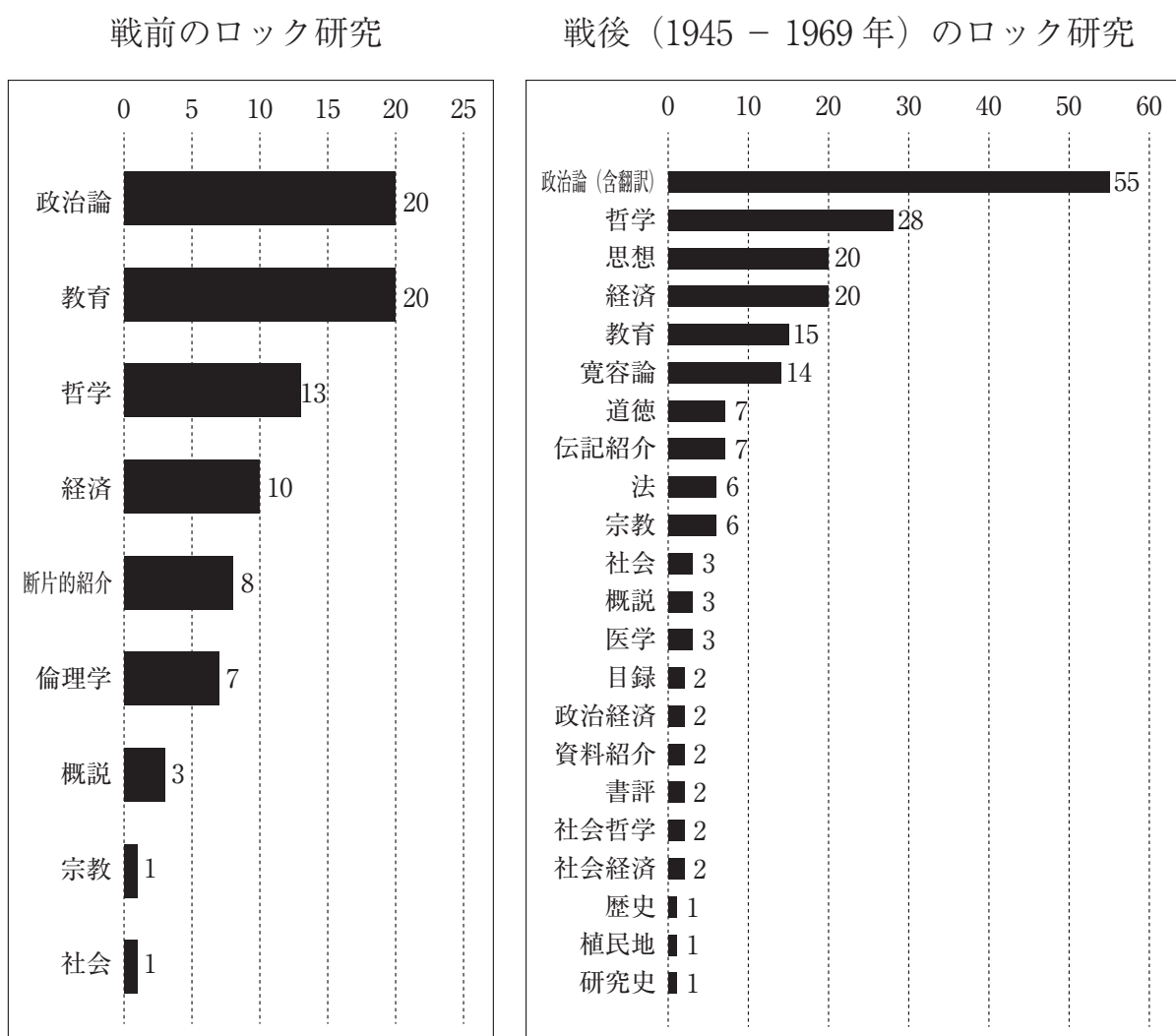
ここでは、戦後日本のロック研究について、まず数量的な刊行状況を、次

(4) 高橋誠一郎「ジョン・ロックの哲学と其経済学説との交渉（一）」、三田学会雑誌、13 - 8、1919年、73頁。

にロックの著作の翻訳にかんする出版状況を確認したい。

(一) 出版状況 一数量的概観一

ここでは戦後研究の出版状況を数量的に確認する。比較として戦前の研究数のグラフを付した。左が戦前、右が戦後の研究データであり、出版数には翻訳も含める。分野別に大体の区分を行なったが、この区分や刊行数の算定は、戦前・戦後の研究の数的比較や動向を把握するための、あくまで目安と考えていただきたい。



- 1 戦前の研究総数は 83 点
- 2 戦後の研究総数は 202 点
- 3 グラフ棒の右側数字は出版点数

出版点数から見た戦後の研究の特徴は三つある。

第一に、戦前に比して研究分野が細分化される。医学、植民地、歴史といった戦前には見られない分野に関心が示されるようになった。

第二に、戦前に比重の高かった教育に関する研究比率が激減する。

第三に、圧倒的に『統治二論』関連の研究が増え、55点（全体数202点の28%）を占める。さらに、経済、法（憲法、法思想）、政治経済そして植民地に関する研究には、実際には第二論を扱うものが多く、それらも含めると90点を上回る。こうなると、戦後研究の半数近くが『統治二論』第二論を対象としたことになる。

（二） 翻訳について

上に明らかなように、1969年までにロック研究の刊行量は戦前の二倍を超し、200点を上回る。そのうち、ロックの著作の翻訳については、『統治二論』第二論が7点（そのうち1点は第一論の訳も含む全訳）、『教育論』が3点、「寛容書簡」が2点、そして医学論考、『人間知性論』、「自然法論」、初期利子論が抄訳も含め各1点ずつ出ている。

『統治二論』第二論については、2冊の翻訳書が1948年にほぼ同時に刊行された。一つが鳥井博郎の『デモクラシイの本質』、もう一つが松浦嘉一の『政治論』である。松浦訳は第一論の初訳も含む全訳である。さらに、1949年に服部辨（弁）之助、1955年に鈴木秀勇、1964年には抄訳だが浜林正夫が訳書を刊行した。1968年には鵜飼信成訳と宮川透訳が、それぞれ岩波文庫と『世界の名著』として刊行される。松浦訳を除き、いずれも第二論のみを対象とする。その後、『統治二論』全体が訳出されたのは1990年代以降になってのことである。⁽⁵⁾松浦訳の刊行後は、服部が「現在では重要でないので」訳出

(5) 伊藤宏之訳『全訳 統治論』柏書房、1997年、加藤節訳『完訳 統治二論』岩波文庫、2010年。

しなかったと言うように、第一論の重ねての訳出の必要性は認められず、さらに第一論自体を対象とする研究は1950年の鈴木の一論にとどまる。(1949服部：1、1950a鈴木)

これらの訳書の翻訳者や解説者が解説等で明らかにしたロック観は三点に整理できる。

第一に、ロックは「近代デモクラシーの主要な一建設者」である。

第二に、しかし、ロックは「なんの疑いもなく君主制を前提」とした。

第三に、ロックは「左翼」と「反動勢力」への両面批判をおこなった。

第一の観方には、日本におけるデモクラシー・民主主義（以下、引用部分を除き、民主主義とする）の発展に対する期待を看取できる。この期待は戦後の研究者に例外なく見出される。翻訳を通じて、鳥井は民主主義が日本の「人民の知識の中」に浸透していくことを、松浦は「新しい政治論の発展」を、そして鶴飼は「日本の政治の近代化」を期待した。(1948鳥井：269、1948松浦：31、1968鶴飼：247) 服部は「近代デモクラシー」の核としてロックに「個人の自由、平等、独立」の主張を見出し、さらに鈴木はロックにおける「水平派の思想的遺産」を指摘して、そこに「人民代表会議の必然性」を考える。(1949服部：24、1955a鈴木：367)

これらの翻訳者にとって、民主主義の軸となるものが抵抗権・革命権である。宮川訳が所収された『世界の名著』の付録には、責任編集者の大槻春彦と松下圭一との対談が掲載されている。この対談で、大槻は宮沢俊義が1925年にロックの抵抗権を日本で初めて紹介したことにふれ、⁽⁶⁾この指摘を受けて松下は、マスコミの発達の中で「デモクラシー」を空洞化させないためには「抵抗という契機」を導入しなければならないと語り、抵抗権を具体的に保障するものとして大衆運動、選挙、野党の存在を指摘した。(1968大槻・

(6) 宮沢俊義「抵抗権史上に於けるロック」、『我等：政治・社会・教育・文芸の批判』、7、1925年。

松下：8 - 10)

だが、第二の観方として、民主主義の発展に対する期待を裏切るような『統治二論』の別の側面が指摘される。松浦によれば、ロックのねらいは「国民大多数の同意という原則の上にウィリアム三世の王権の合法性を認めようとした」点にあり、ロックは「君主制体で満足していた」。(1948 松浦：12, 30) 服部はロックの「中庸」や保守性に言及し、その理由として「世襲でさへある王制をも廃止しようとは考えない」と述べる。(1949 服部：23 - 24) 鈴木はロックにおける「水平派の思想的遺産」を指摘しつつ、「にもかかわらず彼は、なんの疑いもなく君主制を前提」とし、それを「名誉革命の妥協性」の反映と考えた。(1955a 鈴木：367 - 368) 鶴飼によれば、ロックは君主制の安定力に「弁解的」であり、この点で彼の抵抗権論には一定の限界が伴い、その限界の「意義と本質を知るという課題」が残されているとした。(1968 鶴飼：250 - 251) さらに、「抵抗という契機」を強調する松下さえ、ロックを「驚くほど中世的」だに見なし、彼の法の支配概念は「中世立憲主義の原理」であって、その抵抗権は「マグナカルタ」のように「中世的」だとする。ただし、「中世立憲主義」や「中世的」という語の中身については詳述しない(1968 大槻・松下：4)

第三の観方は、上記のような『統治二論』の対立的側面を、「左翼」と「反動勢力」に対するロックの両面批判と理解するものである。浜林は、ロックは一方で民衆蜂起を言う「左翼」を、他方で「反動勢力」の一員であるフィルマーの王権神授説を批判したとし、この両面批判にロックの、ひいては「近代社会の歴史的な性格」を検出する。「近代社会の歴史的な性格」については、浜林訳が収められた『世界思想教養全集』の巻頭に付された水田洋の解説が明らかにする。水田によれば、ロックには「あいまいではあるが」革命権が存在し、形の上では平等派の人民主権論と類似する。だが他方で、ホッブズと比べると、ロックには政治機構論が明確になってきており、それは国家の手段性の強化を意味する。水田によれば、その手段性の強化につれて「革命の

問題が後退」し、そのことは「ブルジョアジーが自己の手段として国家権力をにぎったという意識を、無自覚的に」表現する。この視点に立てば、抵抗権・革命権に支えられたロックの民主主義的な主張と、他方「中庸」、保守的、さらには「中世的」とまで言われる君主制支持や限界付き抵抗権論とは、矛盾・対立しない。「あいまいな革命権」だったからこそ「封建勢力と民衆の双方を圧倒していく、イギリス・ブルジョアジーの成長に対応」できたのであり、この点に「近代社会の歴史的な性格」が如実に現れる。(1964 浜林訳：401 - 402, 1964 水田：10)

『統治二論』に次いで翻訳点数の多い『教育論』は、1953年に押村 襄、1960年に梅崎光生、1967年に服部知文によって訳出された。いずれも訳出のねらいや意図は明らかではなく、明治期の2本の翻訳や戦前の教育論研究にも言及はない。ただ、押村訳に寄せた小原国芳の序、そして服部訳における自身の解説には、教育論に『統治二論』にはない考え方を読み取ろうとする点で共通項がある。小原によれば、ロックの教育論は「儀式と規律と権威と荘重さ」の尊重にその意義があり、「自由」・「平等」・「デモクラシー」の「行きすぎ」に対峙して、「武士教育」の訓育と「アメリカ風の自由」とを一つにするものだとする。服部はロックの「二重性」を指摘し、「市民社会論」は自由・平等を基本原理とするのに対し、教育論は大衆教育を無視した貴族主義的な性格を持ち、パブリック・スクールでの「鍛錬主義」に継承されると考える。(1953 押村：小原の序 1 - 2、1967 服部：351)

「寛容書簡〔第一〕」(*Epistola de Tolerantia*, 1689、*A Letter concerning Toleration*, 1689)⁽⁷⁾については、1962年に浜林が、1968年には生松敬三が翻訳を出した。浜林訳は「寛容書簡」の初訳であり、浜林は同時に、これも初訳となる「自然法論」を訳出している。生松訳については訳者自身の解説は

(7) 「寛容書簡」は第一から未完の第四までである。本論が言及する「寛容書簡」研究はすべて第一のみを対象とする。

なく、訳が所収された『世界の名著』の付録である大槻との対談において松下が、「寛容書簡」は「内面性の自由と政治の問題に理論的解決方法を示唆する、と述べるにとどまる。（1968 生松、1968 大槻・松下：12）

他方、浜林は「寛容書簡」の特徴を三点に整理する。第一に、「寛容書簡」の執筆の際、ロックはフィリップ・ヴァン・リンボルクと交流があり、リンボルクの支持するアルミニウス派神学には早くから共感を示していた。第二に、「寛容書簡」は近代民主主義成立史のうえて「きわめて大きな意義をもつ信仰の自由という主張」を持つ。第三に、「自然法論」と同様に「寛容書簡」にも、ロックの「二面性」つまり民衆と絶対王政への両面批判がある。彼は政府の弾圧に反対すると同時に、現政府に対しては消極的服従を説き、秩序と統一を重んじる。浜林はこの点に「ロックは、革命思想が近代思想へ転化する時点をあらわしている」と指摘する。（1962 浜林：302 - 303）浜林は「自然法論」を「絶対王政の支持」とみなすが、名誉革命を支持するようになる後年のロックの政治的立場との関係については、それを変節や転身とは考えず、むしろ「初期と後期のロックの政治的立場」の一貫性を主張する。「自然法論」においても、ロックは「ブルジョア階級の立場」に立って、「革命の民衆的ないきすぎ」にも、「絶対王政の反動化」にも反対したのである。（1962 浜林：302）

『人間知性論』は、すでに1930年に八太周三が『悟性論』と題して、1940年に加藤卯一郎が『人間悟性論』と題して訳を刊行している。戦後はようやく1968年になって、大槻が『人間知性論』の抄訳を刊行、全訳は1970年代に同じく大槻によって刊行された。1968年の抄訳が収められた『世界の名著』には、大槻が「イギリス古典経験論と近代思想」と題した解説を付すが、八太や加藤の訳書の存在にふれても、その内容的な検討や自己の新訳の方針等は明らかにしない。とはいえ、大槻が見る『人間知性論』の特徴は二点に整理できる。第一に、『人間知性論』の人間観として、「可謬的人間」や「生得観念の否定」を強調し、とくに外的事物・事象にかかわる感覚的知識に蓋然

性を言う点で、ヒュームの懐疑論の先駆とする。第二に、ロックの理論を「遅れた国々の近代化の手本」、「自国を近代社会に前進させる理論的武器」と位置づける。とくに戦後の日本人全体に負わされた「使命」として「民主的市民社会の建設」を言い、市民社会の源流となるロックの哲学思想の研究を推奨する。(1968 大槻：18 - 20, 27, 46, 60)

大槻は臨床医としてのロックにもふれ、医学を通じてロックは、経験的観察や実験という「経験主義の実証的方法」を学んだとする。医学論考の翻訳は、1969 年に中村恒矩が手がけている。中村はすでに 1963 年に医学者としてのロックを論じ、医学研究を通じてロックは「世俗的で経験的な世界」を自分の内に成立させたとする。(1968 大槻：11 - 12、1963 中村：76 - 77、1969 中村)

ロックの初期利子論については、三上隆三が 1964 年に訳を刊行する。三上によれば、ロックは「利子 4% への引き下げにともないやすい若干の結果」を 1668 年に書き上げ、低利子率は国富の結果であるという彼の主張は、1691 年の『利子・貨幣論』においても一貫すると考えた。(1964 三上：86 - 87) なお、『利子・貨幣論』の邦訳刊行は 1978 年である。⁽⁸⁾

四 『統治二論』以外を対象とする研究の概要

(一) 哲学

哲学は戦後最初に刊行物が出た分野である。山崎正一の『認識批判』(1946 年)はロックを「啓蒙の父」とし、その「人間自由の理念」や「独立不羈の個体としての人間」観に注目する。山崎にとって、ロックは「近代的な認識論の祖」であり、「スコラの思弁より実証科学への転回」をなしとげた人物だった。(1946 山崎：1 - 2、1950 山崎：35) だが、その後の太田可夫、平野 耿、

(8) ジョン・ロック『利子・貨幣論』(初期イギリス経済学古典選集、4) 田中正司・竹本洋訳、東京大学出版会、1978 年。

鎌井敏和らの論文は、ロックのそうした側面を指摘しつつ、「思想的未熟さ」、「論旨の不徹底」、「妥協的性格」、「中道の合理主義」等を強調する。その主な原因は、神と人間との関係といった議論において、ホッブズと比較した際のロックの「保守」性や「前近代的（多分にトーミズム的な）性格」に求められる。（1948b 太田：334、1952a 太田：145 - 148、1960 平野：33、1967 鎌井：6, 16）

（二） 経済

平井俊彦は、ロックの哲学における人間像が『統治二論』につながるためには、「経験論的個人が自然にたいして生産的労働を営む主体」である「社会的な人格」として把握されねばならない、と言う。（1964b 平井：85 - 86）この「生産的労働を営む主体」の相互関連が経済の分野での研究対象となるが、そこでは三つのあい異なる議論が展開される。

第一に、ロックを、重商主義の制約下でありつつ、その克服の方向を示す移行過程にある者ととらえる。

第二に、ロックの財産・所有権論に資本主義社会における収奪の正当化論を指摘し、それをもとに、ロックの国家像に「権力国家的性格」と「国民主義の論理」を強調する。

第三に、ロックの「財産権の安定」という考え方は、18世紀後半のリチャード・プライスのような「小市民的急進主義」に立つ人々による、対外・対内政策への批判に継承される。労働に基づく所有権論は、例えばトマス・ホジスキンの労働全収権論として展開され、その後の「イギリス社会主義の理論的基礎」となっていく。

第一点についてもっとも言及が早かったのが種瀬茂である。1951年に種瀬は、経済論におけるロックの位置を「重商主義から産業主義への移行過程に当る」と考えた。（1951 種瀬：405、1957 種瀬：35 - 40）これを引き継いで1952年に浜林は、ロックについて「伝統的な重商主義的目標」を掲げるものの、

「近代土地所有階級を母胎として、海外市場を媒介として、ようやく生産力の問題に目を転じようとしているホイッグ的イギリス重商主義」と把握する。(1952 浜林：26, 39) 浜林によれば、ロックが擁護しようとしたのは資本主義社会とその不平等よりも、むしろ独立生産者と生産的地主であり、水田の言葉を借りて、ロックには「資本家および生産者の二つのたましい」が宿っていたとする。(1954c 浜林：87 - 89)

これに対して、第二の議論を展開したのが羽鳥卓也と田中正司である。羽鳥は1953年にロックの「国民主義的志向」を指摘し、1954年には彼を「産業資本のイデオログ」とみなした。(1953 羽鳥：(2) 120 - 124、1954 羽鳥：255) 羽鳥はこれらの論文を1957年に『市民革命思想の展開』として一書にする。同年、田中は羽鳥の議論を先鋭化し、ロックの財産論の収奪性と『統治二論』の権力国家性を強調した。田中はこれらの論文をまとめて1968年に『ジョン・ロック研究』を刊行する。⁽⁹⁾

羽鳥と田中には、「政治思想史研究と経済学説史研究」と乖離した戦後のロック研究への挑戦、という問題意識がある。戦後の研究で、ロックの経験哲学、市民社会理論、抵抗権原理、近代民主主義論が強調されてきたことに対し、羽鳥はロックにおける「名誉革命のイデオログと重商主義政策の主張者」との内面的連関を問い、田中は財産論・所有論が基盤となる『統治二論』の「権力国家論的性格」を問題とする。(1953 羽鳥 (1) 43、1968 (2005) 田中：「はしがき」v)

羽鳥と田中に共通するのは、ロックに「市民革命の論理」と「国民主義の論理」の二重性を見ることである。「市民革命の論理」とは、「労働による所有」の原理を基盤に、社会契約論によって国家権力の任務と役割を規定することである。国家権力の任務は社会の構成員の所有権を保全することであり、王

(9) 同タイトルで新增補版が御茶の水書房から2005年に刊行された。参照頁は新增補版による。

権神授説に立つ絶対主義的イデオロギーを否定する限りで、民衆の反抗権が認められる。「国民主義の論理」とは、国家の必要性を、国際的対立を前提とする国富と国力の保護・育成に求める考え方である。羽鳥によれば、ロックは産業資本のイデオログとして、一方で民衆のエネルギーを利用して市民革命を擁護しつつ、他方で国家の独立と富裕を図り国際商業戦における覇者を目指そうとした。（1957 羽鳥：36, 97 - 98）

羽鳥は「資本主義下での不平等と搾取を認める」というロックの一面を指摘したが、この側面をさらに強調するのが田中である。田中にとって、「市民革命の論理」は「解放の論理であると同時に収奪の論理」だった。ロックの「労働による所有」の理論は、所有権に対する国家の先在性の観念を否定し、共同体制約からの生産力の解放を可能にした。それは一方で、万人を労働力の担い手として自由な人格の主体と見ることになる。だが他方で、ロックは労働の産物と労働力自体の譲渡や交換を認め、かつ貨幣を導入することによって、「労働による所有」の理論を資本主義的所有の論理に転化してしまう。それは労働者を資本の下に隷属させて、不平等な生産関係を正当化し、この「過程の暴力性そのものが重商主義国家をして必然的に権力国家」とした。（1968（2005）田中：179, 196 - 197, 280, 303 - 306, 314, 343 - 344）

羽鳥と田中が提示する収奪的な「産業資本のイデオログ」としてのロック像に真向から対峙するのが第三の議論である。1953年に植木憲二は社会主義者への影響を重視し、ロックの「労働による所有権」の主張は、後年のホジスキンのような一種の社会主義者によって「一切の不労所得を廃止すべきである」という理論に発展したとする。（1953 植木：57 - 60）また永井義雄が1962年に刊行した『イギリス急進主義の研究』は、18世紀後半に登場した「小市民的急進主義」に「ロック主義」を指摘する。「ロック主義」はロック理論そのものではなく、「独立生産者として措定したブルジョア的原理」の徹底化を目指すものである。だが、資本主義的生産関係の推転過程において没落の危機に瀕する独立小生産者（小市民）の立場にある人々は、ロックの

自己保存権や自然権の主張に依拠して「ブルジョアの原理」の徹底化を求めることにより、かえって「利潤追求の積極的な是認の方向」を拒否したのである。(1962 永井：78 - 83, 98, 110 - 111)⁽¹⁰⁾

(三) 寛容

寛容については上述したように、浜林が「寛容書簡」の初訳を 1962 年に刊行し、解説を付した。浜林は解説で「寛容書簡」を「きわめて大きな意義をもつ」と評価したが、この翻訳後は 1968 年になってさえ、田中に「寛容の問題を独立テーマとしたものは数少ない」と言わせる状況だった。(1968 (2005) 田中：366) そうした状況下で寛容論に集中した研究を発表し続けたのが中村恒矩と井上公正である。中村と井上がとくに留意したのは、1667 年に執筆が開始された「寛容論」と、他方、名誉革命後に公刊された「寛容書簡」との比較であり、さらに井上は「寛容書簡」刊行後における、それへの批判と、批判に対するロックの応答にまで検討を進めた。彼らの議論の特徴は以下の 3 点にある。

第一に、「寛容書簡」で展開される国家と教会の分離等の原理はすでに「寛容論」に登場する。だが、「寛容書簡」と比較すると、「寛容論」は信仰の自由を組織的に保障する教会論にまで議論を深めることができず、世俗権力の統治目的についても、議論の具体性・積極性を欠く。(1960 中村：94 - 98、1960 井上：20 - 21)

第二に、ロックに「自由にして自発的な社会」という教会概念が出てくるのは、「寛容論」後である。中村はその時期を 1670 年代、井上は 1680 年代のオランダ滞在中と考える。(1965 中村：86、1961 井上公正：65)

第三に、ロックの寛容論に「矛盾・理論的混迷」を見る。ロックは教会を「自

(10) 永井は 1980 年頃から「小市民的急進主義」の語を廃棄し、「ロック主義急進主義」という語を使用している。この点について、永井『イギリス近代社会思想史研究』未来社、1996 年、序章と第一部、参照。

由にして自発的な信者集団」と見るようになり、非国教徒が独立した教会を組織する権利を擁護するようになるが、国教会の存置を認め、ロック自身は国教徒であり続けた。(1965 中村：80, 1962 井上：4、1966 井上：30)

ロックが非国教徒の活動を容認しつつ、国教会自体を拒否しなかった、という中村と井上の見解は、浜林が翻訳の解説で指摘した、民衆と絶対王政への両面批判という「二面性」に通じるものがある。他方、ロックの寛容論に矛盾・混迷や両面批判という性格以外のものを指摘したのは、酒井吉栄、大谷恵教、川中藤治、岡崎公良、ヨゼフ・ロゲンドルフである。

酒井、大谷と川中はロックの寛容論を宗教政策論、政策的配慮として考える。酒井によれば、ロックの寛容論は「法王権の優位」に対して「俗権政権」の優位を言うものだった。その寛容の意味は「承認せず耐忍すること」であり、宗教的寛容は「不完全な宗教的自由」を意味する。ロックは、大谷によれば「イギリス政府の立場を強化する」という「便宜主義的な政策的な立場」に立ち、川中によれば「国民的利益を推進しようとする経済的要請の基礎」として寛容策を打ち出した。(1954 酒井：120 - 121、1960 大谷：(3) 152、1966 川中：(1) 81)

岡崎とロゲンドルフはロックの不寛容を強調する。岡崎は無神論への不寛容を指摘し、そこに「政治的な考慮」を見る。ロゲンドルフはローマ・カトリック教に対する不寛容を根拠にロックを非難した。ロックの宗教観は「十七世紀の合理主義とプロテスタント的な聖書信仰との混合物」であり、彼の不寛容は「真の宗教信仰」の「欠如」から生じた。ロックの「宗教」は「イデオロギー」、すなわち「実際的な目的に叶うように勝手に作り上げた意見」にすぎない。「イデオロギー」は本質的に狂信的であり、容易に「不寛容な残虐行為」をもたらすのである。(1967 岡崎：77、1960 ロゲンドルフ：106 - 108)

(四) その他

研究数は少ないが特異な研究として、民俗誌、植民地、ジョナサン・エドワー

ズとの比較、道德教育、百科全書派への影響といった視点に立つ議論または紹介がある。

鈴木は 1955 年に「ジョン・ロックと民俗誌」を發表し、「民俗誌」という意味での「歴史」というロックの知見によって、彼特有の議論が可能になったとする。例えば、西インド諸島やその他の民族に対する「文化人類学的所見」は彼に神觀念の生得性を否定させた。さらにアメリカ先住民の家族制度、酋長と首長の役割分別といった統治慣行、そして土地所有に関する情報をもとに、ロックは「父子間における支配関係の〈切断〉の論理」を知り、同意と信託による政治社会の構想に至る。広大なアメリカの土地の存在は、人類の「共有関係」と「私有関係」との共存を可能にする所有権理論として、労働による所有権を彼に主張させた。(1955b 鈴木：260, 270 - 277, 283 - 286, 300 - 306)

大谷は 1959 年に、ロックが起草に関与したとされるカロライナ憲法について一論を發表した。カロライナ憲法を議論した論考としては、日本初の業績である。大谷は、カロライナ憲法に、封建的・世襲的な貴族政治、そして「英国国教会を唯一正統的宗教」とする教会制度の採用を見出し、それらはロック自身の「政治的見解」や「寛容の原理」とは「非常に矛盾」すると考えた。(1959 大谷：265, 270 - 273)

ロックの宗教論については、鎌井、岡崎、木村伊勢雄の業績に見られるように、宗教論自体というよりも、寛容論や『統治二論』との関連に力点を置いた議論が目立つ。(1964 鎌井、1965 木村、1967 岡崎) 唯一、神学的な内容に踏み込んで、ロックとジョナサン・エドワーズの比較を行ったのは、Yajima, Mikio (矢島幹雄) の英語論文である。18 世紀前半にアメリカで活躍した神学者エドワーズは、ロックの『人間知性論』から、觀念に関する議論の影響を受けつつ、しかし神学面では人間の「全的墮落」というプロテスタント正統主義の立場に立って、ロックのアルミニウス主義的傾向を非難した。(1965 Yajima：94, 97 - 99, 102)⁽¹¹⁾

道德教育については、斎藤新治がロックのフィルマー批判を手がかりに、ロックの道德教育思想の意義と問題点を指摘する。フィルマー批判はロックに「臣民」概念を拒否させ、「道德人形成」の基盤として「個人」を措定させた。この「個人」は「家族社会を基体にして労働しつつ私的所有を蓄積」する「個別的・利己的人間」として想定されている。教育権は「教會的身分制国家」から「家庭」という私的領域に引きおろされ、「家庭」での教育が「利己的人間」を「公共善一般のにない手となる国民」に形成する。このことはロックに、私有財産を土台にした個人の「利己心」に立つ「社会的生活」を構想させることになる。だが、斎藤が憂慮するには、こうした構想に立つ限り、人間は「国民と生きている個人」とに分裂し、「道德的共同体」への一体化という道德教育の意義は失われてしまう。（1966 斎藤：27 - 32）

フランス百科全書派によるロックの受容を指摘し、彼の哲学のフランス思想への影響を強調したのは河西章である。1960年代初頭に北海道大学が購入した『フランス百科全書』（第三版）をもとに、河西はその概要を述べた後、ドゥニ・ディドロが執筆したロックの記事を全訳した。河西はこの記事には「普通のロックの像と比べて、著しい差違」または「偏向」があると言う。その「差違」や「偏向」とは、河西によれば、ディドロがロックを唯物論的かつ実在論的に理解した点にある。それはディドロ自身の哲学の特徴でもあり、ロックの哲学、あるいはディドロが理解したロックのそれは、フランスの「革命の哲学」の源泉となっていた。（1967 河西：12 - 13, 24 - 35）

（次号に続く）

(11) エドワーズについては、森本あんり監修『ジョナサン・エドワーズ選集』全七巻、新教出版社が出ている。『人間知性論』からの引用や「全的墮落」にかかわる議論の一例として、選集のうち、大久保正健『原罪論』（『ジョナサン・エドワーズ選集』第三巻）、2015年参照。